

## 住宅リフォーム助成事業 Q&A

### 《1：申請に関するもの》

**質問1：申請書はどこでもらえますか？**

**答え1：**市役所商工労働課、美東及び秋芳総合支所総合窓口班、各出張所及び伊佐公民館でお渡しします。また、美祢市ホームページからもダウンロードできます。

**質問2：申請場所はどこですか？**

**答え2：**市役所商工労働課が申請窓口で受け付けます。

**質問3：「申請者」は誰になりますか？**

**答え3：**住宅を自己または一親等以内（親子等）の者が所有し、住民登録がある方で、リフォーム工事の契約者が申請者となります。

**質問4：住宅の所有者以外でも申請が出来る場合がありますか？**

**答え4：**申請者が申請住宅に居住していることに併せて、所有者が申請者の1親等以内の親族であることが証明できる書類を添付して頂いたら対象になります。

**質問5：親名義で所有者（親）が同居していなくても申請ができますか？**

**答え5：**所有者が申請者の1親等以内の親族の場合は、家族関係を証明できる書類を添付して頂いたら申請が出来ます。

**質問6：住宅の所有者が単身赴任で市外に転出している場合は申請できませんか？**

**答え6：**所有者が市外に転出する前に同一世帯であった家族が住んでいる場合は、申請できます。住宅所有者の就労状況証明書等を添付して下さい。

なお、この場合の申請者は住宅居住者になります。

**質問7：所有者が共有名義（複数名義）の場合、代表で申請することができますか？**

**答え7：**申請できます。ただし、共有名義の場合は所有者全員の承諾を得てから申請して下さい。

**質問8：住宅所有者が死亡し、相続登記がまだされていません。助成が受けられますか？**

**答え8：**所有名義人が死亡し相続等による登記が変更されていない場合は、親族であることが証明できる書類を添付して頂いたら、申請者と所有者が違っても助成の対象となります。なお、他の相続人の承諾が必要になる場合もあります。

**質問9：美祢市に定住（Iターンなど）したいと思い中古住宅を探していたところ、住宅リフォーム助成制度を知りました。助成金交付要綱にある「助成対象者が市内に所有している住宅」「現に居住している住宅」に該当しません。美祢市に住んでいくことになりましたが、住宅リフォーム制度の対象となりませんか？**

**答え9：**以下の手続きを行っていただければ対象とします。

交付申請の際・・・建物の所有権移転が完了していること。（登記簿謄本を確認させていただきます。（売買契約書では不可））

完了実績報告の際・・・美祢市に異動した住民票を添付すること。

**質問10：1月2日以降に美祢市へ引越して来たため納税証明書がありません。**

**答え10：**市税の課税基準日は、1月1日なので、1月2日になってから美祢市に引越してきた方は、美祢市へ市税を支払った実績がありませんが、美祢市住宅リフォーム促進事業助成金交付要綱に「市税滞納者（国民健康保険税を含む。）は、除くものとする。」と定められております。市税の滞納はないので、助成対象者となります。

## 住宅リフォーム助成事業 Q&A

**質問11：施工業者が、自己が所有し居住する住宅についてリフォーム工事をする場合については、助成の対象となりますか？**

**答え11：**助成対象となります。

ただし、見積書につきましては、金額の根拠や比較ができるように、他の市内施工業者からの見積書も添付して下さい。

**質問12：申請書の提出から事業助成決定通知書が届くまでの期間はどのくらいですか？**

**答え12：**審査終了後に事業交付決定通知書を郵送します。概ね10日～2週間です。事業助成決定通知書が届いてから着工して下さい。

**質問13：当事業の助成を受けようとする場合は、いつ頃から工事に着手できますか？**

**答え13：**工事に着手できるのは、申請を行い、書類審査を経て「事業助成決定通知書」を受け取った後になります。

当事業の助成を受けるためには、必ず「事業助成決定通知書」を受け取った後に、工事に着手する必要があります。「事業助成決定通知書」が交付される前に工事着手した場合や、工事が完了してしまった場合には、当事業の助成を受けることはできません。

**質問14：工事が終わっている、もしくは工事中の場合は助成対象となりますか？**

**答え14：**対象になりません。申請後、市が助成金の交付決定をしたリフォーム工事のみが対象となります。

対象者には市から「事業助成決定通知書」を郵送しますので、その後にリフォーム工事を始めてください。

**質問15：工事代金をローンで支払う場合も助成対象となりますか？**

**答え15：**工事施工者へのローン（金銭消費貸借）支払いは対象になりません。ただし、金融機関等とのローンにより工事施工者に工事代金を一括で支払えば対象になります。

助成対象者が工事施工者に工事代金を全額支払った場合にのみ対象となります。

**質問16：見積書の内容はどこまで記載されたものが必要ですか？**

**答え16：**部屋単位の内部（床、壁、天井）工事の有無、数量、内訳金額等が分かるものを見積書に記載してもらって下さい。

**質問17：申請時に添付する写真はどのようなものを貼付すればよいのですか？**

**答え17：**「住宅の全景」と「工事予定場所の工事前」の写真。

どの住宅のどの部分についてリフォームを行ったか、確認できるようにするものです。外観の大規模なリフォームを行う場合は目印となる背景等を入れて下さい。

各工事場所については、それぞれ1枚以上撮影して下さい。

※いずれも写真の中に撮影日を入れて下さい。

**質問18：工事設計費、工事監理費は助成対象経費になりますか？**

**答え18：**対象になりません。

**質問19：申請は、施工業者に代理申請を頼んでもよいですか？**

**答え19：**施工業者による代理申請はできませんが、事情により申請書を本人が記入したものであれば、関係者の代理申請は出来ます。

なお、見積内容等についてお尋ねすることもありますので、記載内容について十分把握された上で申請して下さい。その際は施工業者の同行は可能です。

## 住宅リフォーム助成事業 Q&A

**質問20：申請書の提出は郵送でもできますか？**

**答え20：**郵送による申請はできません。申請時に聞き取りを行いますので、申請書をご持参下さい。

**質問21：申請の添付書類が用意できないのですが、申込み予約はできますか？**

**答え21：**申込み予約はできませんので、添付書類を準備した上で申請してください。

**質問22：申請書類に不備があった場合はどうなりますか？**

**答え22：**書類の不備等がなく受付が出来た方から先着順になります。書類不備の場合は、いったんお返しすることになりますので、必要な書類の確認をお願いします。

**質問23：自分で材料を買ってきて工事をした場合は対象になりますか？**

**答え23：**対象になりません。

**質問24：併用住宅の住宅部分以外の模様替え等を行い、住宅として利用する場合は対象になりますか？**

**答え24：**住宅の用途に模様替え等の工事を行い、住宅として利用するのであれば対象になります。

**質問25：家屋は築5年以上経っていますが、リフォームを計画している部分に、以前の改修から5年経過していない箇所があります。対象になりますか？**

**答え25：**当該住宅が、建築後5年以上経過していれば対象になります。

**質問26：添付書類は何が必要ですか？**

**答え26：**申請時には、下記の書類を提出してください。

- ①工事費の内訳書又は見積書（市内施工業者の記名押印があるもの）
- ②工事図面（工事箇所が1～2箇所、写真で確認出来る場合は省略可）
- ③現状の写真（写真の中に撮影日を入れて下さい）
- ④申請者の住民票（**バリアフリー型リフォームの申請の場合、世帯全員が記載されたもの**）
- ⑤住宅の所有者が分かる書類
- ⑥住宅の建築年が分かる書類
- ⑦滞納が無い証明書若しくは完納証明書
- ⑧市内施工業者が個人事業主の場合は住民票、及び美祢市内で事業を行っていることを証する書類。
- ⑨その他市長が必要と認める書類

事業完了報告時には、下記の書類を提出してください。

- ①リフォーム工事代金領収書の写し（原本も確認します）
- ②施工場所の写真（施工中、完了時）
- ③工事内容に変更がある場合は、変更内容の分かる資料
- ④その他市長が必要と認める書類